

愛知県教育委員会公印規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会公印規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成27年3月24日提出

教 育 長 野 村 道 朗

説 明

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、「委員長印」を廃止する必要があるからである。

愛知県教育委員会公印規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の概要・理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員長と教育長が一本化されることに伴い、必要となる規定の改正

2 改正の内容

「委員長の印」を削除する。

3 施行期日

平成27年4月1日

(ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第3項に規定する日までの間の教育委員会の公印については、改正前の愛知県教育委員会公印規則第2条及び別表の規定は、なおその効力を有する。)

愛知県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月 日

愛知県教育委員会委員長 岩 月 慎 自

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会公印規則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。
別表委員長印の項を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第三項に規定する日までの間の愛知県教育委員会の公印については、改正前の愛知県教育委員会公印規則第二条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

愛知県教育委員会公印規則の一部改正新旧対照表

新

(公印の種類)

第二条 この規則において「公印」とは、次に掲げるものをいう。

一 略

二 略
三 略
四 略
五 略
六 略

旧

(公印の種類)

第二条 同上

一 略

委員長の印

二 略
三 略
四 略
五 略
六 略
七 略

第三条 前条に掲げる公印の寸法、用途、ひな型及び管守者は、別表のとおりとする。

旧

別表（第3条関係）

公印名称	寸法 (各辺の長さ) 三 リメートル	ひな型	用途	管守者
教育長印の項以下 略				

別表（第3条関係）

公印名称	寸法 (各辺の長さ) 三 リメートル	ひな型	用途	管守者
委員長印	25	愛知県 教育委員会 委員長印	一般文書用	総務課長
同左				